



みんなで支え愛♡ 国民健康保険制度



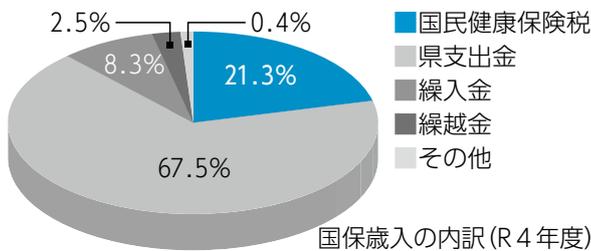
国民健康保険（国保）は、会社を退職した方や自営業の方など、会社や組合などの公的医療保険に加入していない方が加入する保険制度で、市区町村が運営しています。

病気やけがをしたとき、医療費の一部を支払うだけで必要な医療を受けることができる国保制度ですが、高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などにより医療費は年々増加傾向にあり、全国的に国保財政は厳しい状況です。

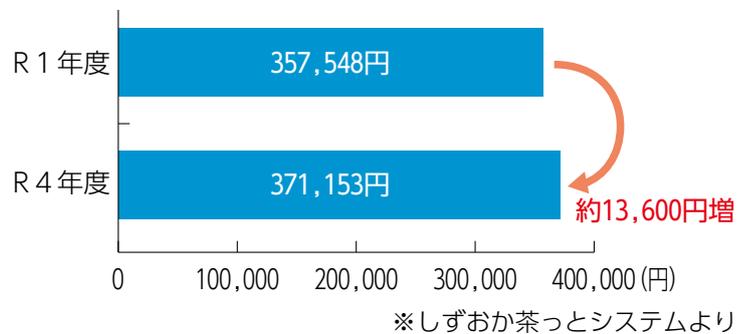
国民健康保険の現状

■国保歳入の内訳

皆さんの国保税と県・町の負担する費用で運営しています。



■1人あたりの医療費の状況（町平均）



皆さんにお願いしたいこと

～病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように支え合いましょう～

特定健診などの受診



1年に1回は特定検診を受診し、生活習慣病の早期発見や予防を心がけましょう。

お薬手帳の持参・ジェネリック医薬品の検討



お薬手帳を持参し、薬の重複を^{ちようぶく}防ぎましょう。ジェネリック医薬品の活用もご検討ください。

重複受診を避ける



同時期に同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診を控えましょう。

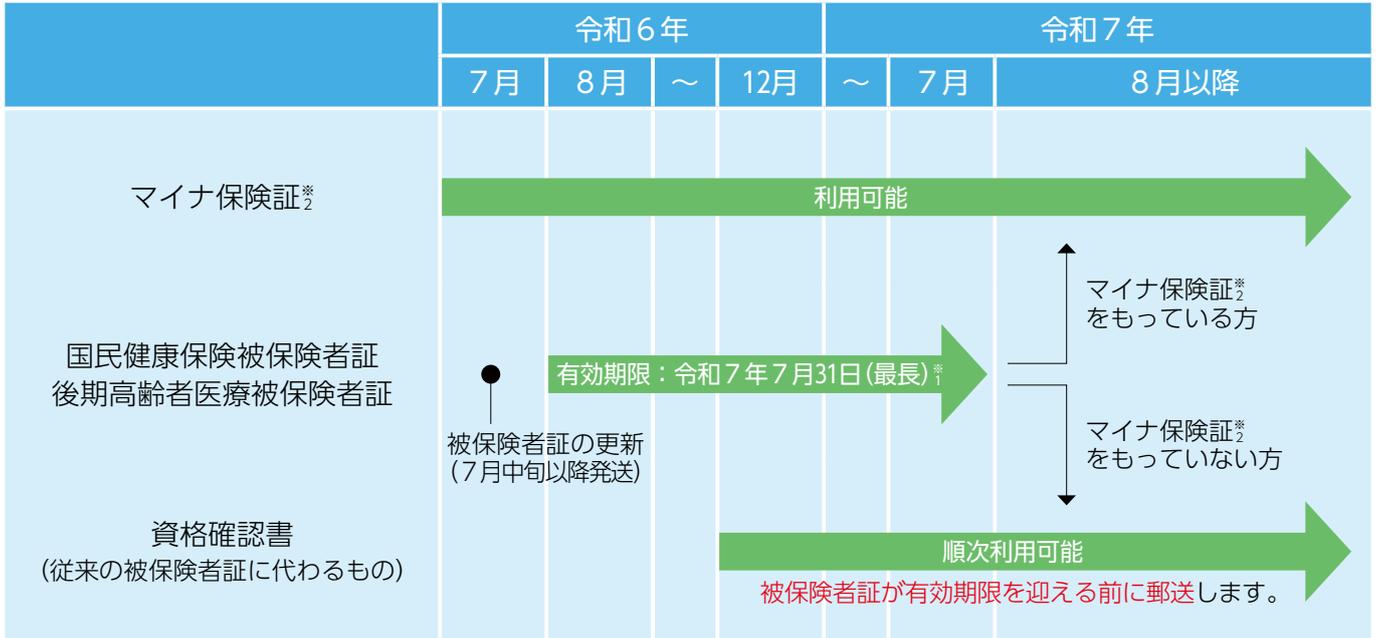
■国保税は期限内の納付をお願いします

国保税を納めないでいると、一度、窓口で医療費全額の支払いが必要となったり、限度額適用認定証の交付が受けられなくなったりするなど、給付が制限される場合があります。

期限内の納付が難しい場合は、納税相談を受けるようにしましょう。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方へお知らせ

■国の法改正により、12月2日(月)で被保険者証の発行が終了します※1



※1 12月2日(月)以降も被保険者証は有効期限まで使用できますが、被保険者証の記事掲載に変更が生じた場合はその時点で失効し、再発行されません。

※2 保険証利用登録がされたマイナンバーカードのこと。



▲厚生労働省
ホームページ

■被保険者証の更新をします

現在交付している被保険者証の有効期限が7月31日(水)ですので、新しい被保険者証を郵送します。

有効期限切れの被保険者証の返却は不要です。

送付時期／7月中旬以降

後期高齢者医療保険に加入している方は、被保険者証の台紙に、マイナンバー（個人番号）の下4桁を表示してありますので、ご自身のマイナンバーと相違がないかご確認ください。

70歳以上の方は
必ず負担割合の
確認を！



▲国保被保険者証(藤色) ▲後期被保険者証(緑色)

■高額医療費負担が見込まれる方は、限度額適用認定証の交付申請ができます

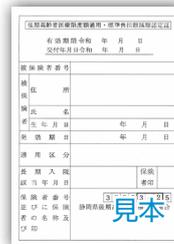
医療機関などの窓口での支払いが高額となる場合、「限度額適用認定証」などを提示することで、支払いが自己負担限度額までとなります。以下に該当する方は、事前に申請してください。

☑国民健康保険



- ①70歳未満の加入者
- ②70歳以上で同じ世帯の国保加入者(擬制世帯主を含む)全員が住民税非課税の方
- ③70歳以上で自己負担額割合が3割かつ世帯課税所得が690万円未満の方

☑後期高齢者医療保険



- ①住民税非課税世帯の方
- ②自己負担額割合が3割かつ世帯課税所得が690万円未満の方

持 被保険者証（保険証）、認め印、マイナンバーの分かるもの、身分証（免許証など）

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録がある方は、オンラインで確認できるため原則申請不要です。

※限度額適用認定証の交付は、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納していない方に限ります。

※住民非課税世帯の方は入院時の食事代も減額された金額になります。

☎福祉保険課 989-5513